

令和8年
11月24日
合併

新潟県信用組合・興栄信用組合

合併記念定期預金

募集期間

令和8年10月1日(木) ～ 令和8年12月30日(水)

募集総額

200億円

※ 募集総額200億円（「合併記念定期預金」「佐和田支店移転新築定期預金」「吉田支店移転新築定期預金」の合計額）に達した場合は、取扱期間中であってもその時点で終了することがございます。

合併記念 定期預金 1

お預入期間1年

【適用金利】**組合員の方**

年**1.100%**

（税引後 個人：年0.876535%
法人：年0.931535%）

組合員以外の方

年**0.900%**

（税引後 個人：年0.717165%
法人：年0.762165%）

法人のお客さまも
ご契約いただけます

合併記念 定期預金 3

お預入期間3年

【適用金利】**組合員の方**

年**1.300%**

（税引後 個人：年1.035905%）

組合員以外の方

年**1.100%**

（税引後 個人：年0.876535%）

合併記念 定期預金 5

お預入期間5年

【適用金利】**組合員の方**

年**1.600%**

（税引後 個人：年1.27496%）

組合員以外の方

年**1.400%**

（税引後 個人：年1.11559%）

※ 預入時の利率を満期日まで適用します。

※ 【合併記念定期預金 1】自動継続の場合、継続時におけるスーパー定期、スーパー定期300の店頭表示利率が適用されます。

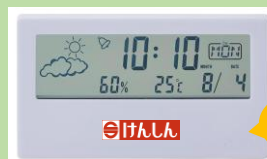
※ 【合併記念定期預金 3・5】預入時から6ヵ月ごとに複利計算で利息を元加し、かつ満期日まで利息を払わない預入元本方式とします。
また、自動継続時は、継続時における預入期間に応じたスーパー定期、スーパー定期300の店頭表示利率が適用されます。

【合併記念定期預金 1・3・5】募集キャンペーン

〈キャンペーン期間〉 令和8年10月1日(木) ～ 令和8年12月30日(水)

キャンペーン
特 典

『クリアスクリーン多機能デジタル時計 1個』を
プレゼントいたします。



けんしん
ロゴ入り!!

キャンペーン
対 象 者

期間中にニューマネー※1（新規または増額）**100万円以上**にて

プレミアム金利付定期預金「合併記念定期預金」をご契約いただいた法人・個人の方

※1 令和8年9月以降に他金融機関（保険会社・証券会社を含む）からのお振込み等により当組合
に預入された資金

・ 窓口「商品概要説明書」をご用意しております。詳しくは窓口、または営業担当者にお問い合わせください。
・ 金融情勢の変化等により、お取り扱い内容を変更、お取扱いを中止する場合がございます。

■ ホームページアドレス
<https://www.niigata-kenshin.co.jp/>

新潟けんしん

検索



けんしん
新潟県信用組合

取扱店

担 当

TEL

令和8年10月1日現在

商品概要説明書(交付用)

プレミアム金利付定期預金「合併記念定期預金1」

(取扱期間 令和8年10月1日～令和8年12月30日)

R8. 10. 1現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金M型(スーパー定期)＜単利型＞ 愛称：「合併記念定期預金1」 (略称:「合併記念定期預金1」)								
2. 販売対象	・法人および個人、個人事業主の方								
3. 期間	・定型方式 1年 ・預入時のお申し出により自動継続なし、および自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。								
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額	・一括預入 ・スーパー定期・・・・・・100円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上 ・スーパー定期300の最低預入金額は、300万円になります。								
5. 支払方法	・満期日に一括してお支払いします。なお、満期日が当組合休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。								
6. 利息 ・適用金利	・プレミアム金利は、当初預入期間のみ適用します。 ・適用利率は組合員の方は年1.100％(税引き後、個人:0.876535％、法人:0.931535％)、組合員以外の方は年0.900％(税引き後、個人:0.717165％、法人:0.762165％)とし預入時の利率を満期日まで適用します。 ・自動継続の場合、自動継続後の利率は、自動継続時における預入期間に応じたスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率が適用されます。								
7. 利息計算	・付利単位1円とした、1年を365日とする日割で計算を行います。								
8. 手数料	—								
9. 付加できる特約事項	・有資格の場合、非課税貯蓄申告制度(マル優)のお取扱いができます。マル優のお取扱いにつきましては、窓口までお問い合わせください。								
10. 中途解約時の取扱い	・預入期間に応じて自由金利型定期預金M型(スーパー定期)＜単利型＞の中途解約利率を適用します。 ・中途解約利率 <table><tr><td>預入して頂いた期間</td><td>中途解約利率</td></tr><tr><td>① 6ヶ月未満</td><td>解約日現在の普通預金利率</td></tr><tr><td>②6ヶ月以上1年未満</td><td>約定利率×50％</td></tr></table>			預入して頂いた期間	中途解約利率	① 6ヶ月未満	解約日現在の普通預金利率	②6ヶ月以上1年未満	約定利率×50％
預入して頂いた期間	中途解約利率								
① 6ヶ月未満	解約日現在の普通預金利率								
②6ヶ月以上1年未満	約定利率×50％								
11. 一部解約	・一部解約はできません。								
12. 総合口座への組入れ	・総合口座への組入れはできません。								
13.苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【窓口：新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応手続きについては、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター(電話：025-222-5533)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：025-247-7433 住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28 (信用組合会館内) 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)								
14. その他参考 となる事項	・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・定期預金申込みと同時に出資を申込みいただいた方は、組合員の方の適用金利となります。 ・自動継続なしの定期預金の満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・金融環境の変化等により、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合があります。 ・募集総額200億円(「合併記念定期預金」「佐和田支店移転新築記念定期預金」「吉田支店移転新築記念定期預金」の合計額)に達した場合は、取扱期間中であってもその時点で終了することがあります。								
15. 税金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315％(国税15.315％、地方税5％)の税金がかかります(マル優をご利用の方は非課税となります)。								
16. 預金保険制度	・本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲以内で保護されます。								

商品概要説明書(交付用)

プレミアム金利付定期預金「合併記念定期預金3」
(取扱期間 令和8年10月1日～令和8年12月30日)

R8. 10. 1現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金M型(スーパー定期)＜複利型＞ 愛称：「合併記念定期預金3」 (略称:「合併記念定期預金3」)																			
2. 販売対象	・個人、個人事業主の方																			
3. 期間	・定型方式 3年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。																			
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額	・一括預入 ・スーパー定期・・・・・・100円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上 ・スーパー定期300の最低預入金額は、300万円になります。																			
5. 支払方法	・満期日に一括してお支払いします。なお、満期日が当組合休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。																			
6. 利息 ・適用金利	・プレミアム金利は、当初預入期間のみ適用します。 ・適用利率は組合員の方は年1.300％(税引き後、個人:1.035905％)、 組合員以外の方は年1.100％(税引き後、個人:0.876535％)とし預入時の利率を満期日まで適用します。 ・預入日から6か月ごとに複利計算で利息を元加し、かつ満期日まで利息を払わない預入元本方式とします。 ・自動継続時には、自動継続時におけるスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率が適用されます。																			
7. 利息計算	・付利単位1円とした、1年を365日とする日割で6か月ごとの複利計算を行います。																			
8. 手数料	—																			
9. 付加できる特約事項	・有資格の場合、非課税貯蓄申告制度(マル優)のお取扱いができます。マル優のお取扱いにつきましては、 窓口までお問い合わせください。																			
10. 中途解約時の取扱い	・預入期間に応じて自由金利型定期預金M型(スーパー定期)＜複利型＞の中途解約利率を適用します。 ・中途解約利率 <table><tr><td>預入して頂いた期間</td><td>中途解約利率</td><td>預入して頂いた期間</td><td>中途解約利率</td></tr><tr><td>① 6ヶ月未満</td><td>解約日現在の普通預金利率</td><td>④ 1年6ヶ月以上2年未満</td><td>約定利率×30％</td></tr><tr><td>② 6ヶ月以上1年未満</td><td>約定利率×20％</td><td>⑤ 2年以上2年6ヶ月未満</td><td>約定利率×40％</td></tr><tr><td>③ 1年以上1年6ヶ月未満</td><td>約定利率×30％</td><td>⑥ 2年6ヶ月以上3年未満</td><td>約定利率×50％</td></tr></table>				預入して頂いた期間	中途解約利率	預入して頂いた期間	中途解約利率	① 6ヶ月未満	解約日現在の普通預金利率	④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×30％	② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×20％	⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×40％	③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×30％	⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×50％
預入して頂いた期間	中途解約利率	預入して頂いた期間	中途解約利率																	
① 6ヶ月未満	解約日現在の普通預金利率	④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×30％																	
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×20％	⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×40％																	
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×30％	⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×50％																	
11. 一部解約	・一部解約はできません。																			
12. 総合口座への組入れ	・総合口座への組入れはできません。																			
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【窓口：新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応手続きについては、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合 ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター(電話：025-222-5533)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会または しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、 当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、 共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等に ご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：025-247-7433 住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28 (信用組合会館内) 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)																			
14. その他参考 となる事項	・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・定期預金申込みと同時に出資を申込みいただいた方は、組合員の方の適用金利となります。 ・金融環境の変化等により、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合があります。 ・募集総額200億円(「合併記念定期預金」「佐和田支店移転新築記念定期預金」「吉田支店移転新築記念定期預金」の 合計額)に達した場合は、取扱期間中であってもその時点で終了することがあります。																			
15. 税金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315％(国税15.315％、地方税5％)の税金がかかります(マル優をご利用の方は非課税となります)。																			
16. 預金保険制度	・本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。																			

商品概要説明書(交付用)

プレミアム金利付定期預金「合併記念定期預金5」

(取扱期間 令和8年10月1日～令和8年12月30日)

R8. 10. 1現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金M型(スーパー定期)＜複利型＞ 愛称：「合併記念定期預金5」 (略称:「合併記念定期預金5」)																								
2. 販売対象	・個人、個人事業主の方																								
3. 期間	・定型方式 5年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。																								
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・一括預入 ・スーパー定期・・・・・・100円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上 ・スーパー定期300の最低預入金額は、300万円になります。																								
5. 支払方法	・満期日に一括してお支払いします。なお、満期日が当組合休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。																								
6. 利息 ・適用金利	・プレミアム金利は、当初預入期間のみ適用します。 ・適用利率は組合員の方は年1.600％(税引き後、個人:1.27496％)、 組合員以外の方は年1.400％(税引き後、個人:1.11559％)とし預入時の利率を満期日まで適用します。 ・預入日から6か月ごとに複利計算で利息を元加し、かつ満期日まで利息を払わない預入元本方式とします。 ・自動継続時には、自動継続時におけるスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率が適用されます。																								
7. 利息計算	・付利単位1円とした、1年を365日とする日割で6か月ごとの複利計算を行います。																								
8. 手数料	—																								
9. 付加できる特約事項	・有資格の場合、非課税貯蓄申告制度(マル優)のお取扱いができます。マル優のお取扱いにつきましては、窓口までお問い合わせください。																								
10. 中途解約時の取扱い	・預入期間に応じて自由金利型定期預金M型(スーパー定期)＜複利型＞の中途解約利率を適用します。 <table><tr><td rowspan="5">・中途解約利率</td><td>預入して頂いた期間</td><td>中途解約利率</td><td>預入して頂いた期間</td><td>中途解約利率</td></tr><tr><td>① 6ヶ月未満</td><td>解約日現在の普通預金利率</td><td>⑤2年以上2年6ヶ月未満</td><td>約定利率×20％</td></tr><tr><td>②6ヶ月以上1年未満</td><td>約定利率×10％</td><td>⑥2年6ヶ月以上3年未満</td><td>約定利率×30％</td></tr><tr><td>③1年以上1年6ヶ月未満</td><td>約定利率×10％</td><td>⑦3年以上4年未満</td><td>約定利率×40％</td></tr><tr><td>④1年6ヶ月以上2年未満</td><td>約定利率×20％</td><td>⑧4年以上5年未満</td><td>約定利率×70％</td></tr></table>				・中途解約利率	預入して頂いた期間	中途解約利率	預入して頂いた期間	中途解約利率	① 6ヶ月未満	解約日現在の普通預金利率	⑤2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×20％	②6ヶ月以上1年未満	約定利率×10％	⑥2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×30％	③1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×10％	⑦3年以上4年未満	約定利率×40％	④1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×20％	⑧4年以上5年未満	約定利率×70％
・中途解約利率	預入して頂いた期間	中途解約利率	預入して頂いた期間	中途解約利率																					
	① 6ヶ月未満	解約日現在の普通預金利率	⑤2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×20％																					
	②6ヶ月以上1年未満	約定利率×10％	⑥2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×30％																					
	③1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×10％	⑦3年以上4年未満	約定利率×40％																					
	④1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×20％	⑧4年以上5年未満	約定利率×70％																					
11. 一部解約	・一部解約はできません。																								
12. 総合口座への組入れ	・総合口座への組入れはできません。																								
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【窓口：新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応手続きについては、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター(電話：025-222-5533)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：025-247-7433 住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28 (信用組合会館内) 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)																								
14. その他参考となる事項	・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・定期預金申込みと同時に出資を申込みいただいた方は、組合員の方の適用金利となります。 ・金融環境の変化等により、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合があります。 ・募集総額200億円(「合併記念定期預金」「佐和田支店移転新築記念定期預金」「吉田支店移転新築記念定期預金」の合計額)に達した場合は、取扱期間中であってもその時点で終了することがあります。																								
15. 税金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315％(国税15.315％、地方税5％)の税金がかかります(マル優をご利用の方は非課税となります)。																								
16. 預金保険制度	・本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。																								